

謝 金 規 程

(総則)

第1条 この規程は、定款第4条の規定に基づき公益財団法人長尾自然環境財団（以下「この法人」という。）が行う公益目的事業に関連して開催する委員会への出席に対する謝金、研究助成等の申請書の査読に対する謝金及び事業に係る部外者からの助言等並びに部外者が行う講義等に対する謝金について定めることを目的とする。

2 前項における部外者とは、この法人に常勤的に勤務し、給与を支払っている職員以外の者をいう。

(委員会出席謝金)

第2条 委員会への出席に対する謝金は、1回当たり20,000円とする。Web会議システムを用いた委員会に出席する場合は、1回当たり10,000円とする。

2 前項を超える謝金は、稟議書を作成し、理事長の決裁を受けることとする。

(査読謝金)

第3条 研究助成等の申請書の査読に対する謝金は、1回当たり20,000円とする。

2 前項を超える謝金は、稟議書を作成し、理事長の決裁を受けることとする。

(その他の謝金)

第4条 事業に関連して有識者等の部外者から助言等を得ることに対する謝金は、1回当たり15,000円とする。

2 前項を超える謝金は、稟議書を作成し、理事長の決裁を受けることとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

平成29年1月5日 第4条第2項を追記。

令和6年9月10日 第1条第1項を修正、第2条第1項を修正、同条第2項を追記、第3条第1項を修正、同条第2項を追記、第4条第1項及び第2項を修正。